

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正の概要

第1	改正の概要	屋外における産業廃棄物の保管の届出の適用除外に関する規定並びに報告及び検査に関する規定の整備等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 公布：平成22年5月19日 施行：平成23年4月1日
第2	改正の理由	<ol style="list-style-type: none">1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、産業廃棄物を事業場の外で保管する際の届出制度^{※1}が新設されるため。2 法の一部改正により、報告徴収及び立入検査の対象が拡充されることに準じて、規定を整備する必要があるため。3 その他法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるため。	<p>※1 環境省令で次の保管が定められることが想定される。 対 象：建設工事に伴い生ずる産業廃棄物 保管場所：300㎡以上</p>
第3	改正の内容	<ol style="list-style-type: none">1 屋外において特定産業廃棄物^{※2}を保管しようとする場合の届出義務の適用除外^{※3}の追加（第22条関係）<ol style="list-style-type: none">(1) 法の規定により届出をすべき保管に該当する保管(2) 産業廃棄物処理施設で行う保管(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う保管2 報告徴収及び立入検査の対象として、「その他の関係者」を追加（第26条関係） 不適正処理の関与が疑われる者等を想定3 その他法の一部改正に伴う規定の整理<ol style="list-style-type: none">(1) 「産業廃棄物の不適正な処理」の定義（第2条第4号関係）（下線の基準を追加）^{※4} 産業廃棄物処理基準若しくは産業廃棄物保管基準、特別管理産業廃棄物処理基準若しくは特別管理産業廃棄物保管基準又は<u>法第15条の3の3第3項に規定する基準</u>に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分(2) 中間処理産業廃棄物を定義する引用条項の移動（第7条第1項、第8条第1項関係） 法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物 → 第12条第5項(3) 産業廃棄物処理施設の設置の変更許可の根拠規定の移動（第9条第1項関係） <u>法第15条の2の5第1項の許可</u> → 第15条の2の6第1項	<p>※2 特定産業廃棄物（規則で規定） ・ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物 ・ 廃タイヤ</p> <p>※3 改正前の適用除外 ・ 産業廃棄物処理業者 ・ 保管場所が規則で定める面積（100㎡）未満</p> <p>※4 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置している者の認定制度が創設された。 認定熱回収施設設置者は、（特別管理）産業廃棄物処理基準にかかわらず、政令で定める基準に従って処分を行うことができることとされたため。</p>
第4	施行期日	平成23年4月1日	
第5	その他	（附則関係）この条例の一部改正に伴い、愛知県事務処理特例条例の一部改正を行う。	

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正新旧対照表
新

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 産業廃棄物の不適正な処理 法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する産業廃棄物保管基準、法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準又は法第十五条の三の三第三項に規定する基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をいう。

(処理を委託する場合における確認等)

第七条 事業者は、県内に設置する事業場において生ずる産業廃棄物（法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「県内産業廃棄物」という。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。

2以下 略

(県外産業廃棄物の搬入の届出等)

第八条 県外に設置する事業場において生ずる産業廃棄物（法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「県外産業廃棄物」という。）を処分するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとする事業者は、規則で定めるところにより、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2以下 略

(計画内容の周知等)

第九条 法第八条第一項若しくは法第九条第一項の許可（法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）又は法第十五条第一項若しくは法第十五条の二の六第一項の許可（法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）（以下「法第八条第一項等の許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域（以下「関係地域」という。）内において、当該施設の設置等に係る計画の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

旧

(定義)

第二条 同上

一～三 略

四 産業廃棄物の不適正な処理 法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をいう。

(処理を委託する場合における確認等)

第七条 事業者は、県内に設置する事業場において生ずる産業廃棄物（法第十二条第三項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「県内産業廃棄物」という。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。

2以下 略

(県外産業廃棄物の搬入の届出等)

第八条 県外に設置する事業場において生ずる産業廃棄物（法第十二条第三項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「県外産業廃棄物」という。）を処分するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとする事業者は、規則で定めるところにより、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2以下 略

(計画内容の周知等)

第九条 法第八条第一項若しくは法第九条第一項の許可（法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）又は法第十五条第一項若しくは法第十五条の二の五第一項の許可（法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）（以下「法第八条第一項等の許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域（以下「関係地域」という。）内において、当該施設の設置等に係る計画の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 略

(産業廃棄物の保管の届出)

第二十二條 産業廃棄物で規則で定めるもの(以下「特定産業廃棄物」という。)を屋外において保管しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一以下 略

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- 一 当該保管しようとする者が産業廃棄物処理業者である場合
- 二 当該保管の場所の面積が規則で定める面積未満である場合
- 三 当該保管が法第十二條第三項又は第十二條の二第三項の規定により届出をすべき保管に該当する場合
- 四 法第十五條第一項に規定する産業廃棄物処理施設において当該保管をする場合
- 五 非常災害のために必要な応急措置として当該保管をする場合

(変更等の届出)

第二十三條 前條第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又はその届出に係る保管の場所の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(報告及び検査)

第二十六條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者その他の関係者から必要な報告を求めることができる。

- 一 土地の所有者等
- 二 事業者
- 三 法第八條第一項等の許可を受けようとする者
- 四 産業廃棄物処理業者
- 五 小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者
- 六 特定産業廃棄物又は特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋外において保管している者

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地、前項第二号から第六号までに掲げる者その他の関係者の事務若しくは事業場、小規模産業廃棄物焼却施設のある土地若しくは建物又は特定産業廃棄物若しくは特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋外において保管している場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の

2 略

(産業廃棄物の保管の届出)

第二十二條 産業廃棄物で規則で定めるもの(以下「特定産業廃棄物」という。)を屋外において保管しようとする者(産業廃棄物処理業者を除く。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、当該保管の場所の面積が規則で定める面積未満である場合は、この限りでない。

一以下 略

(変更等の届出)

第二十三條 前條の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又はその届出に係る保管の場所の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(報告及び検査)

第二十六條

1 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地の所有者等若しくは事業者、法第八條第一項等の許可を受けようとする者、産業廃棄物処理業者、小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者若しくは特定産業廃棄物若しくは特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋外において保管している者(以下「事業者等」という。)から必要な報告を求め、又はその職員に、産業廃棄物の

物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

3 略

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一～四 略

五 第二十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第二十六條第二項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

不適正な処理が行われた土地、事業者等の事務所若しくは事業場、小規模産業廃棄物焼却施設のある土地若しくは建物若しくは特定産業廃棄物若しくは特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋外において保管している場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 略

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十三条 同上

一～四 略

五 第二十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正概要

第1	改正の概要	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正に伴い、引用条項及び保管届出の提出期限に関する規定を整備する等。	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例 公布：平成15年3月25日 施行：平成15年10月1日
第2	改正の理由	廃棄物の適正な処理の促進に清掃に関する条例の一部改正及び一色町と西尾市との合併に伴うもの	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則 公布：平成15年3月25日 施行：平成15年7月4日
第3	改正の内容	(1) 条例の一部改正において次のとおり条項が整備されたため、これらの条項を引用している規則第28条及び様式第13中の引用条項を一部改正する。 ・26条（報告及び立入）→26条（報告徴収）及び27条（立入検査） ・27条から36条→28条から37条と1条ずつ繰り下げ。 (2) 第25条（保管の届出）の届出提出期限を明示する。 (3) 申請者の利便性、手続きの簡素化を図るため、以下の様式中の「印」を削除する。 ・様式第1、2、4、6、7、9～12 (4) 一色町が平成23年4月1日に西尾市と合併することで、第29条の適用除外に係る市町村の条例等の表中の「一色町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例（平成13年一色町条例第20号）」が廃止されるため、削除する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号） 公布：平成22年5月19日 施行：平成23年4月1日
第4	施行期日	平成23年4月1日	
第5	その他	なし	

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(構造に関する基準)	(構造に関する基準)
第十九条 条例第十五条及び第十九条に規定する小規模産業廃棄物焼却施設の構造に関する技術上の基準は、次のとおりとする。	第十九条 同上
一～五 略	一～五 略
六 ガス化改質方式のものにあっては、前号チ及びリの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。	六 同上
イ 略	イ 略
ロ 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。	ロ 同上
(1) 産業廃棄物のガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。	(1) 産業廃棄物のガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保持することができるものであること。
(2) 以下 略	(2) 以下 略
ハ <u>改質設備内</u> のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	ハ <u>改質設備中</u> のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
ニ以下 略	ニ以下 略
七以下 略	七以下 略
2 略	2 略
(維持管理の方法に関する基準)	(維持管理の方法に関する基準)
第二十条 条例第十五条及び第二十条第一項に規定する小規模産業廃棄物焼却施設の維持管理の方法に関する技術上の基準は、次のとおりとする。	第二十条 同上
一～八 略	一～八 略
九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置 <u>(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)</u> の記録を作成し、三年間保存すること。	九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。
十 ガス化改質方式以外のものにあつては、次のとおりとする。	十 同上
イ 略	イ 略
ロ 燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ <u>連続的に行う</u> こと。ただし、ガス化燃焼方式のもの <u>その他</u> 構造上やむを得ないと認められるものにあつては、この限りでない。	ロ 燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ <u>行う</u> こと。ただし、ガス化燃焼方式のもの <u>その他</u> 構造上やむを得ないと認められるものにあつては、この限りでない。
ハ～リ 略	ハ～リ 略
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備に <u>堆積した</u> ばいじんを除去すること。	ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備に <u>たい積した</u> ばいじんを除去すること。
ル以下 略	ル以下 略
十一 ガス化改質方式のものにあっては、前号レからナまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。	十一 同上
イ及びロ 略	イ及びロ 略
ハ <u>改質設備内</u> のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。	ハ <u>改質設備中</u> のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。

ニ 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ及びヘ 略

ト 冷却設備及び除去設備に堆積したばいじんを除去すること。

チ 除去設備の出口における改質ガス中の知事の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートルにつき〇・一ナノグラム以下となるように産業廃棄物のガス化及び産業廃棄物のガス化によって得られたガスの改質を行うこと。

リ 略

2 略

(特定産業廃棄物)

第二十四条 条例第二十二条第一項の規則で定める産業廃棄物は、次に掲げるものとする。

一 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物であるものを除く。）

二 略

(保管の届出)

第二十五条 条例第二十二条第一項の規定による届出は、保管を開始しようとする日の十四日前までに、特定産業廃棄物保管届出書（様式第十一）によりしなければならない。

2 条例第二十二条第一項第三号の規則で定める事項は、保管開始予定年月日及び保管終了予定年月日とする。

3 略

(条例第二十二条第二項第二号の規則で定める面積)

第二十六条 条例第二十二条第二項第二号の規則で定める面積は、百平方メートルとする。

(立入検査の身分証明書)

第二十八条 条例第二十六条第三項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第十三のとおりとする。

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ニ 改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ及びヘ 略

ト 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。

チ 除去設備の出口における改質ガス中の知事の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートルにつき〇・一ナノグラム以下となるように産業廃棄物のガス化及び改質を行うこと。

リ 略

2 略

(特定産業廃棄物)

第二十四条 条例第二十二条の規則で定める産業廃棄物は、次に掲げるものとする。

一 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物

二 略

(保管の届出)

第二十五条 条例第二十二条の規定による届出は、特定産業廃棄物保管届出書（様式第十一）によりしなければならない。

2 条例第二十二条第三号の規則で定める事項は、保管開始予定年月日及び保管終了予定年月日とする。

3 略

(条例第二十二条ただし書の規則で定める面積)

第二十六条 条例第二十二条ただし書の規則で定める面積は、百平方メートルとする。

(立入検査の身分証明書)

第二十八条 条例第二十六条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第十三のとおりとする。

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 同上

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(平成十五年名古屋市条例第六十八号)の項 略	
豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十八年豊橋市条例第二十二号)	略
瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年瀬戸市条例第十二号)	略
春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年春日井市条例第三十号)の項から東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例(平成二十一年東浦町条例第十二号)の項まで 略	

(書類の経由)

第三十条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県民事務所又は山村振興事務所の長を経由して提出しなければならない。

一以下 略

同上	
豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十八年豊橋市条例第二十二号)	略
瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年瀬戸市条例第十二号)	略
同上	
一色町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例(平成十三年一色町条例第二十号)	第九条

(書類の経由)

第三十条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県民事務所又は山村振興事務所の長を経由して提出しなければならない。ただし、第一号に定める施設の所在地又は第二号から第四号までに定める場所が名古屋市の区域内にある場合は、この限りでない。

一以下 略